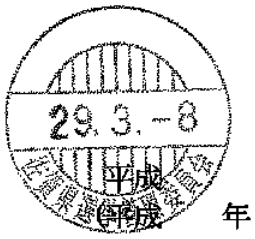
(その1)

収　支　報　告　書



平成　28　年分
(平成　年　月　日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

じゆうみんしゅとうさがけんしぶれんごうかい
自由民主党佐賀県支部連合会

2 主たる事務所の所在地

佐賀市水ヶ江一丁目8番17号

3 代表者の氏名

留守茂幸

4 会計責任者の氏名

山本茂雄

事務担当者の氏名

西村忠則

(電話) 0952-24-1286

(電話) 0952-24-1286

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「☐」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額 ……	1	0 1 3 2 6	1 2 4	
(前年からの繰越額) ……		3 0 9 0 5	9 4 3	
(本年の収入額) ……		7 0 4 2 0	1 8 1	
支出総額 ……		6 1 4 9 6	8 8 6	
翌年への繰越額 ……		3 9 8 2 9	2 3 8	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額 ……		7 2 9 6	8 2 5	
員数 ……		8	0 5 8	

(2) 寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附(イを除く。)の区分					
(ア) 個人からの寄附	7	5 5 0	0 0	0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附			4	0 0 0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	7	5 5	4	0 0 0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計 (ア + イ)	7	5 5	4	0 0 0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党本部	1,396,000	H28.1.29	東京都千代田区永田町一丁目11-23	
〃	441,000	2.29	〃	
〃	105,760	3.23	〃	
〃	471,800	3.25	〃	
〃	46,000	3.28	〃	
〃	517,800	3.30	〃	
〃	382,000	3.31	〃	
〃	15,000,000	4.12	〃	
〃	300,000	4.20	〃	
〃	81,100	4.25	〃	
〃	667,000	4.28	〃	
〃	2,200,000	4.28	〃	
〃	160,120	5.25	〃	
〃	354,000	5.31	〃	
〃	81,100	6.15	〃	
この頁の小計	22,203,680			
合　　計				

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党本部	367,000	H28.6.30	東京都千代田区永田町一丁目11-23	
〃	330,000	7.29	〃	
〃	2,200,000	7.29	〃	
〃	202,000	8.31	〃	
〃	1,000,000	9.23	〃	
〃	445,000	9.30	〃	
〃	367,700	10.20	〃	
〃	377,000	10.31	〃	
〃	2,200,000	10.31	〃	
〃	294,000	11.30	〃	
〃	100,000	12.9	〃	
〃	2,200,000	12.22	〃	
〃	437,000	12.27	〃	
この頁の小計	10,519,700			
合　　計				

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党佐賀県参議院第一支部	15,000,000	H28.4.19	佐賀県佐賀市白山一丁目4-18	
自由民主党佐賀県参議院第二支部	1,910,000	5.30	佐賀県佐賀市駅前中央三丁目6-11	
自由民主党佐賀県参議院第一支部	844,000	6.1	佐賀県佐賀市白山一丁目4-18	
自由民主党唐津市支部	45,000	12.9	佐賀県唐津市呉服町1790	
この頁の小計	17,799,000			
合　　計	50,522,380			

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

摘　　要	金　額	備　考
県議会政務調査事務負担金	250,000	2016/1/21　自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2016/2/19　〃
事務委託費	2,000,000	2016/3/4　一般財団法人 自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	250,000	2016/3/18　自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2016/4/21　〃
〃	250,000	2016/5/20　〃
〃	250,000	2016/6/21　〃
〃	250,000	2016/7/21　〃
〃	250,000	2016/8/19　〃
〃	250,000	2016/9/21　〃
〃	250,000	2016/10/21　〃
〃	250,000	2016/11/21　〃
〃	250,000	2016/12/21　〃
この頁の小計	5,000,000	
1件10万円未満のもの	46,976	
合　　計	5,046,976	

備考 1. 1件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。

3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
今村　雅弘	35,000	H28.1.8	佐賀県佐賀市神野東1-3-17　エスペランサ神野1005号	衆議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	

この頁の小計	420,000
その他の寄附	
合　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
岩田　和親	35,000	H28.1.8	佐賀県佐賀市中の小路7-1-	衆議院議員	
〃	50,000	1.8	〃	〃	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	45,000	12.6	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	515,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
古川 康	35,000	H28.1.8	佐賀県唐津市南城内3-19	衆議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨ 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
福岡　資麿	35,000	H28.1.8	佐賀県佐賀市兵庫北5-11-43-807	参議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
山下　雄平	35,000	H28.1.8	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	参議院議員	
〃	35,000	2.10	〃	〃	
〃	35,000	3.10	〃	〃	
〃	35,000	4.8	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.8	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.9	〃	〃	
〃	35,000	10.7	〃	〃	
〃	35,000	11.10	〃	〃	
〃	35,000	12.9	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
石丸　博	15,000	H28.1.21	佐賀県武雄市橘町大字芦原4660番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
石井　秀夫	20,000	H28.1.21	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367番地8	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000	-
その他の寄附		
合　　計		

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨ 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
留守 茂幸	20,000	H28.1.21	佐賀県佐賀市大和町東山田3780番地	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000	-			
その他の寄附					
合　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
米倉　幸久	15,000	H28.1.21	佐賀県唐津市相知町大野56番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
竹内　和教	20,000	H28.1.21	佐賀県伊万里市松島町203番地1	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
八谷　克幸	20,000	H28.1.21	佐賀県神埼市神埼町永歌289番地	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
大場　芳博	15,000	H28.1.21	佐賀県唐津市半田2014番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の6第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
石倉　秀郷	15,000	H28.1.21	佐賀県杵島郡江北町大字山口4412番地3	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨ 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
中倉　政義	15,000	H28.1.21	佐賀県伊万里市東山代町長浜1151番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
桃崎　峰人	15,000	H28.1.21	佐賀県唐津市浜玉町横田下518番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊝　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
土井　敏行	20,000	H28.1.21	佐賀県鹿島市大字高津原4002番地	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
木原　奉文	15,000	H28.1.21	佐賀県佐賀市多布施四丁目19番16号	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
岡口　重文	20,000	H28.1.21	佐賀県伊万里市大川町大川野2844	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
原田　寿雄	20,000	H28.1.21	佐賀県西松浦郡有田町戸杓445-1	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000	-			
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
定松　一生	15,000	H28.1.21	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2774番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨ 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
指山　清範	15,000	H28.1.21	佐賀県鳥栖市藤木町2103番地1サンヒルズマンション602号	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
川﨑　常博	15,000	H28.1.21	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
宮原　真一	20,000	H28.1.21	佐賀県三養基郡みやき町江口332番地	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
藤木卓一郎	15,000	H28.1.21	佐賀県小城市三日月町樋口227番地	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
坂口　祐樹	15,000	H28.1.21	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
向門　慶人	20,000	H28.1.21	佐賀県鳥栖市古賀町543-8	県議会議員	
〃	20,000	2.19	〃	〃	
〃	20,000	3.18	〃	〃	
〃	20,000	4.21	〃	〃	
〃	20,000	5.20	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.21	〃	〃	
〃	20,000	8.19	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
古賀　陽三	15,000	H28.1.21	佐賀県佐賀市新郷本町4番8号	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
井上 常憲	15,000	H28.1.21	佐賀県唐津市肥前町納所辛1186番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
池田　正恭	15,000	H28.1.21	佐賀県小城市小城町松尾408番地2	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
西久保　弘克	15,000	H28.1.21	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1076-3	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
稲富　正敏	15,000	H28.1.21	佐賀県武雄市武雄町大字富岡10504番地5	県議会議員	
〃	15,000	2.19	〃	〃	
〃	15,000	3.18	〃	〃	
〃	15,000	4.21	〃	〃	
〃	15,000	5.20	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.21	〃	〃	
〃	15,000	8.19	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
松尾　文則	45,000	H28.11.04	佐賀県西松浦郡有田町上野丙3430-1	県連副会長	
黒田　利人	45,000	H28.12.11	佐賀県佐賀市緑小路3-5	県連総務会長	
岩永　愛子	45,000	H28.12.11	佐賀県西松浦郡有田町立部乙2299-24	県連女性局長	
この頁の小計	135,000				
その他の寄附	0				
合　　計	7,550,000				

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
自由国民会議	4,000	H28.12.26	東京都千代田区平河町2-4-16　平河中央ビル5階	臼井日出男	
この頁の小計	4,000				
その他の寄附	0				
合　計	4,000				

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1 経　常　経　費		
(1) 人　　件　　費	16,197,522	
(2) 光　熱　水　費	0	
(3) 備品・消耗品費	1,995,316	
(4) 事　務　所　費	7,459,771	
小　　計	25,652,609	
2 政　治　活　動　費		
(1) 組　織　活　動　費	15,001,341	
(2) 選　挙　関　係　費	3,465,515	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,728,421	
ア 機関紙誌の発行事業費	376,888	
イ 宣伝事業費	875,202	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費	476,331	
(4) 調　査　研　究　費		
(5) 寄附・交付金	15,649,000	
(6) その他の経費		
小　　計	35,844,277	
合　　計	61,496,886	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　県連大会費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
記念品代	216,540	H28.5.30	株式会社原重製陶所	佐賀県西松浦郡有田町応法丙3639	
会場借上料	95,040	H28.5.30	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号	
大会冊子印刷代	166,320	H28.6.1	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
反訳料	67,139	H28.6.3	株式会社小出速記事務所	佐賀県佐賀市鍋島四丁目5番2号	
会場借上料	70,350	H28.6.17	公益財団法人 佐賀市文化振興財団	佐賀県佐賀市日の出1-21-10	
看板・垂れ幕代	179,820	H28.6.29	アサヒ工芸社	佐賀県佐賀市成章町1-15	
この頁の小計	795,209				
その他の支出	893,597				
合　計	1,688,806				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　会議費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会場借上料	118,800	H28.2.15	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3-7-8	
この頁の小計	118,800				
その他の支出	371,510				
合　計	490,310				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
タクシー代	129,960	H28.1.26	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
タクシー代	109,230	H28.2.15	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	143,000	H28.2.24	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	105,250	H28.3.11	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	88,200	H28.3.12	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H28.3.12	土井　敏行	佐賀県鹿島市高津原4002番地	
〃	88,200	H28.3.12	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	H28.4.7	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H28.4.7	土井　敏行	佐賀県鹿島市高津原4002番地	
〃	88,200	H28.4.7	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	73,730	H28.4.12	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅費	88,200	H28.4.13	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H28.4.13	土井　敏行	佐賀県鹿島市高津原4002番地	
〃	88,200	H28.4.13	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	H28.4.18	原田　寿雄	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙445-1	
この頁の小計	1,443,170				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	88,200	H28.4.18	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町築切又86	
タクシー代	96,000	H28.5.13	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	88,200	H28.5.17	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H28.5.17	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
〃	88,200	H28.6.7	保利　耕輔	神奈川県川崎市宮前区鷺沼4-10-13	
〃	88,200	H28.6.7	土井　敏行	佐賀県鹿島市高津原4002番地	
〃	88,200	H28.6.7	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町築切又86	
タクシー代	128,780	H28.6.14	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	104,500	H28.7.7	保利　耕輔	神奈川県川崎市宮前区鷺沼4-10-13	
タクシー代	111,720	H28.7.14	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	88,200	H28.8.8	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H28.8.8	土井　敏行	佐賀県鹿島市高津原4002番地	
〃	88,200	H28.8.8	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町築切又86	
タクシー代	58,720	H28.8.16	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
タクシー代	101,230	H28.9.15	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
この頁の小計	1,394,750				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	85,980	H28.9.23	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	70,320	H28.10.17	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	88,200	H28.10.27	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H28.10.27	土井　敏行	佐賀県鹿島市高津原4002番地	
〃	88,200	H28.10.27	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	152,850	H28.12.13	株式会社タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
この頁の小計	573,750				
その他の支出	210,250				
合　計	3,621,920				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　交際費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計	0				
その他の支出	213,069				
合　計	213,069				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　組織活動強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
懇親会費	137,600	H28.3.12	赤坂四川飯店	東京都千代田区平河町2-5-5	
〃	99,000	H28.3.18	観光ホテル朝風	佐賀県佐賀市愛敬11-25	
交 通 費	68,440	H28.12.2	祐徳自動車株式会社	佐賀県佐賀市駅前中央3-1-6	
会議室利用代	123,690	H28.12.16	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2-10-43	
この頁の小計	428,730				
その他の支出	872,459				
合　　計	1,301,189				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　政務調査会費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
佐賀政策集印刷代	1,107,000	H28.7.21	株式会社音成印刷	佐賀県小城市小城町253番地4	
政調懇談会費	65,844	H28.7.27	有限会社龍泉荘	佐賀県有田町広瀬山	
〃	55,200	H28.7.28	四季彩ホテル千代田館	佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木216番地1	
〃	73,400	H28.8.9	株式会社アレー　ニューハートピア	佐賀県武雄市武雄町大字永島15750-1	
〃	58,000	H28.8.17	ホテルピアントス　鳥栖観光開発株式会社	佐賀県鳥栖市酒井西町789-1	
トータルサービス料	67,083	H28.8.22	株式会社ソアー	佐賀県佐賀市鍋島3-10-14	
会場借上料	123,552	H28.9.1	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号	
政調懇談会費	135,000	H28.9.1	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東三丁目7番8号	
資料コピー代	159,439	H28.9.8	リコージャパン株式会社	大阪府大阪市中央区今橋1-3-3	
資料コピー代	98,973	H28.11.9	リコージャパン株式会社	大阪府大阪市中央区今橋1-3-3	
旅　費	82,700	H28.12.21	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ケ江2-2-6-502	
この頁の小計	2,026,191				
その他の支出	515,983				
合　計	2,542,174				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　青年局費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	88,200	H28.3.12	向門　慶人	佐賀県鳥栖市古賀町543-8	
〃	88,200	H28.3.12	中村　一尭	佐賀県鹿島市古枝乙2408-1	
〃	88,200	H28.3.12	坂本　武典	佐賀県佐賀市諸富町寺井津221-1	
〃	88,200	H28.3.12	宮原　真一	佐賀県三養基郡みやき町江口332	
〃	82,700	H28.3.12	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6	
〃	88,200	H28.5.15	向門　慶人	佐賀県鳥栖市古賀町543-8	
〃	88,200	H28.5.15	中村　一尭	佐賀県鹿島市古枝乙2408-1	
懇親会費	152,650	H28.5.30	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
会場借上料	59,400	H28.5.30	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
懇談会費	55,000	H28.8.4	笑家　こうの店	佐賀県佐賀市神野東3丁目7-20	
旅　費	82,700	H28.11.9	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
旅券・経費	741,659	H28.11.14	西鉄旅行株式会社	佐賀県佐賀市駅前中央1-1-5	
講 師 料	100,864	H28.11.22	春日の母の婚活道場MIYABI塾　山崎雅子	福岡県福岡市南区柏原6-32-7	
備品リース料	76,140	H28.12.13	大和産業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬西1-5-19	
懇談会費	57,000	H28.12.19	焼鳥みよし	佐賀県佐賀市白山二丁目4-10井原ビル1F	
この頁の小計	1,937,313				
その他の支出	981,705				
合　計	2,919,018				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　女性局費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
資料コピー代	93,542	H28.1.12	リコージャパン株式会社	大阪府大阪市中央区今橋1-3-3	
旅　費	88,200	H28.3.12	岩永　愛子	佐賀県西松浦郡有田町立部乙2299-24	
〃	88,200	H28.3.12	佐伯　浩子	佐賀県唐津市相知町相知1638-7	
〃	88,200	H28.3.12	岡　あやこ	佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺387	
〃	88,200	H28.3.12	岡　小枝子	佐賀県藤津郡太良町大字多良1775	
会場借上料	95,040	H28.5.31	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2-5-15	
旅　費	82,700	H28.11.16	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
旅券・経費	1,013,744	H28.11.24	祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原407-1	
この頁の小計	1,637,826				
その他の支出	578,509				
合　計	2,216,335				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　登録党員事務費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計	0				
その他の支出	8,520				
合　計	8,520				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　選挙関係費　（　選挙関係費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会場借上料	83,160	H28.6.21	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2-5-15	
パネル代	453,600	H28.6.29	アサヒ工芸社	佐賀県佐賀市成章町1-15	
広告掲載料	108,000	H28.7.1	株式会社西日本新聞広告社佐賀	佐賀県佐賀市愛敬町13-14	
会場借上料	129,600	H28.7.2	株式会社マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3-7-8	
広告掲載料	108,000	H28.7.8	株式会社西日本新聞広告社佐賀	佐賀県佐賀市愛敬町13-14	
チラシ折込代	1,186,855	H28.7.14	株式会社佐賀広告センター	佐賀県佐賀市天神3-2-23	
広告掲載料	578,016	H28.7.22	株式会社佐賀新聞サービス	佐賀県佐賀市鍋島2-301	
会場借上料	166,320	H28.12.16	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2-10-43	
この頁の小計	2,813,551				
その他の支出	551,964				
合　計	3,365,515				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　選挙関係費　（　公認料　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
公認料	100,000	H28.12.11	熊本　大成	佐賀県唐津市佐志南3872	
この頁の小計	100,000				
その他の支出	0				
合　計	100,000				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　機関紙誌の発行事業費　（　印刷製本費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
印刷代	151,318	H28.3.24	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬6-11-7	
この頁の小計	151,318				
その他の支出	5,400				
合　計	156,718				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　機関紙誌の発行事業費　（　荷造発送費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
郵送代	220,170	H28.4.14	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	220,170				
その他の支出	0				
合　計	220,170				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　宣伝事業費　（　広報宣伝費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
ホームページ対応費	63,504	H28.10.11	株式会社スコッチ	福岡県福岡市中央区警固1-15-52 エスリード天神1101	

この頁の小計	63,504
その他の支出	115,468
合　計	178,972

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　宣伝事業費　　(　遊説部費　)			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	88,200	H28.3.12	野北　悟	佐賀県多久市北多久町中多久2-27	
この頁の小計	88,200				
その他の支出	181,961				
合　計	270,161				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　宣伝事業費　（　広報車管理費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
スピーカー修理	183,475	H28.4.13	佐賀トヨペット株式会社	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝150-5	
任意保険料	58,780	H28.5.13	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9	
車検代	136,905	H28.7.25	佐賀トヨペット株式会社	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝150-5	
この頁の小計	379,160				
その他の支出	46,909				
合　計	426,069				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　その他の事業費			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
協賛金	50,000	H28.4.28	美しい日本の憲法をつくる佐賀県民の会	佐賀県佐賀市川原町8-15	
食事代	71,280	H28.9.13	株式会社ニューオータニ九州 ホテルニューオータニ佐賀	佐賀県佐賀市与賀町1-2	
この頁の小計	121,280				
その他の支出	355,051				
合　計	476,331				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	722,000	H28.6.12	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
〃	257,000	H28.6.12	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26-1	
〃	309,000	H28.6.12	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282番地1	
〃	269,000	H28.6.12	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170	
〃	199,000	H28.6.12	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬藤原杠187番地	
〃	260,000	H28.6.12	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1	
〃	247,000	H28.6.12	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1007-2	
〃	301,000	H28.6.12	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	619,000	H28.6.12	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市呉服町1790	
〃	389,000	H28.6.12	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町東山田3006番地	
〃	279,000	H28.6.12	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
〃	207,000	H28.6.12	自由民主党厳木支部	佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1	
〃	252,000	H28.6.12	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963番地	
〃	246,000	H28.6.12	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多大杉1037	
〃	252,000	H28.6.12	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町赤坂65番地	
この頁の小計	4,808,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	247,000	H28.6.12	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915番地	
〃	206,000	H28.6.12	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	317,000	H28.6.12	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4956番地	
〃	525,000	H28.6.12	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	387,000	H28.6.12	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2213-2	
〃	700,000	H28.6.12	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	431,000	H28.6.12	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市東川登町大字永野5888	
〃	204,000	H28.6.12	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433番地2	
〃	145,000	H28.6.12	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1706-8	
〃	436,000	H28.6.12	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市大字納富分3111番地7	
〃	264,000	H28.6.12	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	205,000	H28.6.12	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	319,000	H28.6.12	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142-1	
〃	552,000	H28.6.12	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市千代田町直鳥391番地3	
〃	298,000	H28.6.12	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4	
この頁の小計	5,236,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	588,000	H28.6.12	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町宮浦1023-2	
〃	204,000	H28.6.12	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	352,000	H28.6.12	自由民主党中原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
〃	305,000	H28.6.12	自由民主党北茂安町支部	佐賀県三養基郡みやき町東尾2145	
〃	278,000	H28.6.12	自由民主党三根町支部	佐賀県三養基郡みやき町寄人1893	
〃	253,000	H28.6.12	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙731-1	
〃	208,000	H28.6.12	自由民主党西有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
〃	194,000	H28.6.12	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字福母5141-22	
〃	249,000	H28.6.12	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町惣領分2603	
〃	417,000	H28.6.12	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字築切2695-1	
〃	482,000	H28.6.12	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町永田1574-3	
〃	50,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
〃	100,000	H28.6.12	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県佐賀市鬼丸町12-30	
〃	30,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市海岸通り7182-214	
〃	50,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀市高木瀬西3-1-20	
この頁の小計	3,760,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市木原1丁目7-22	
〃	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目7番18号	
〃	20,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県自治振興支部	佐賀県佐賀市鍋島4-5-6-802	
〃	30,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県唐津市七山仁部93-7	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市新中町2-15	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	
〃	110,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	120,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
この頁の小計	1,180,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	100,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県全管協ちんたい支部	佐賀県佐賀市天佑2-2-23	
〃	100,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
〃	30,000	H28.7.21	自由民主党佐賀県川副町支部	佐賀県佐賀市川副町大井道1876-1	
この頁の小計	350,000				
その他の支出					
合　計	15,334,000				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　　(　奨励・補助金　)			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	130,000	H28.6.12	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	50,000	H28.6.12	佐賀県歯科技工士連盟	佐賀県佐賀市神園5-4-9	
この頁の小計	180,000				
その他の支出	135,000				
合　計	315,000				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	722,000	H28.6.12	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
〃	257,000	H28.6.12	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番1	
〃	309,000	H28.6.12	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282番地1	
〃	269,000	H28.6.12	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170	
〃	199,000	H28.6.12	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬藤原杠187番地	
〃	260,000	H28.6.12	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1	
〃	247,000	H28.6.12	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
〃	301,000	H28.6.12	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	619,000	H28.6.12	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市呉服町1790	
〃	389,000	H28.6.12	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町東山田3006番地	
〃	279,000	H28.6.12	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
〃	207,000	H28.6.12	自由民主党厳木支部	佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1	
〃	252,000	H28.6.12	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963番地	
〃	246,000	H28.6.12	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多大杉1037	
〃	252,000	H28.6.12	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町赤坂65番地	
この頁の小計	4,808,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	247,000	H28.6.12	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915番地	
〃	206,000	H28.6.12	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	317,000	H28.6.12	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4956番地	
〃	525,000	H28.6.12	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	387,000	H28.6.12	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2213-2	
〃	700,000	H28.6.12	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	431,000	H28.6.12	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市東川登町大字永野5888	
〃	204,000	H28.6.12	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433番地2	
〃	145,000	H28.6.12	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1706-8	
〃	436,000	H28.6.12	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市大字納富分3111番地7	
〃	264,000	H28.6.12	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	205,000	H28.6.12	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	319,000	H28.6.12	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142-1	
〃	552,000	H28.6.12	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市千代田町直鳥391番地3	
〃	298,000	H28.6.12	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4	
この頁の小計	5,236,000				
合計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	588,000	H28.6.12	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町宮浦1023-2	
〃	204,000	H28.6.12	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	352,000	H28.6.12	自由民主党中原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
〃	305,000	H28.6.12	自由民主党北茂安町支部	佐賀県三養基郡みやき町東尾2145	
〃	278,000	H28.6.12	自由民主党三根町支部	佐賀県三養基郡みやき町寄人1893	
〃	253,000	H28.6.12	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙731-1	
〃	208,000	H28.6.12	自由民主党西有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
〃	194,000	H28.6.12	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字福母5141-22	
〃	249,000	H28.6.12	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町惣領分2603	
〃	417,000	H28.6.12	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字築切2695-1	
〃	482,000	H28.6.12	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町永田1574-3	
〃	50,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
〃	100,000	H28.6.12	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県佐賀市鬼丸町12-30	
〃	30,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市海岸通り7182-214	
〃	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市木原1丁目7-22	
この頁の小計	3,750,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目7番18号	
〃	30,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県唐津市七山仁部93-7	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市新中町2-15	
〃	130,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	
〃	110,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	120,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	20,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県自治振興支部	佐賀県佐賀市鍋島4-5-6-802	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	40,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1	
この頁の小計	1,180,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	100,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県全管協ちんたい支部	佐賀県佐賀市天佑2-2-23	
〃	100,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	80,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県理学療法士支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
〃	50,000	H28.6.12	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西3-1-20	
〃	30,000	H28.7.21	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1	
この頁の小計	360,000				
合計	15,334,000				

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア 土　　地	□	☑	
イ 建　　物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	□	☑	
エ 取得の価格が１００万円を超える動産	☑	□	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☑	□	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分　動産	
摘要	金額	年月日	備考
広報宣伝車	12,620,405	H18.8.28	1台

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分　預　金	
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
広報車購入積立金	12,472,574	H28.12.31	残高

(その 20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 1 月 26 日

政治団体の名称　自由民主党佐賀県支部連合会

会計責任者の氏名　山本茂雄 ㊞

代表者の氏名　　㊞

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。